

マニュライフ・米国銀行株式ファンド

マニュライフ・米国銀行株式ファンド(資産成長型)

(愛称:アメリカン・バンク)

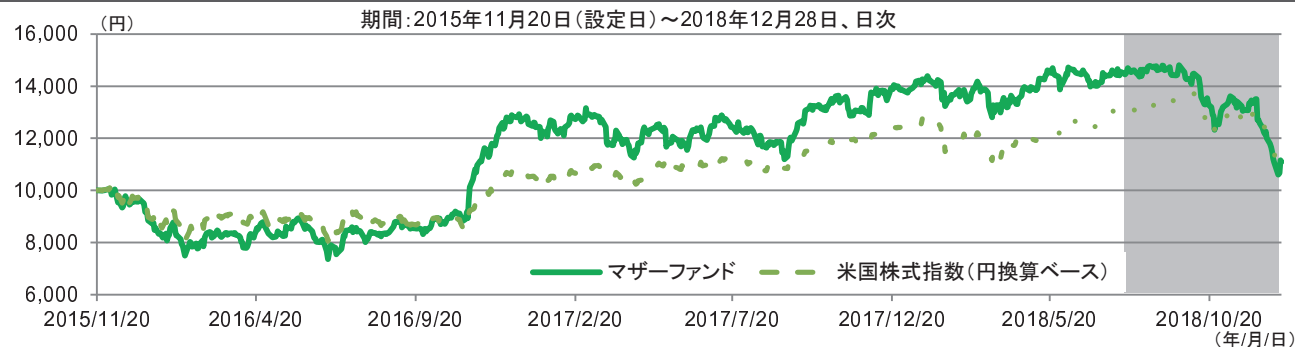
2018年の運用状況と今後の見通しについて

「マニュライフ・米国銀行株式ファンド」および「マニュライフ・米国銀行株式ファンド(資産成長型)」(以下、「当ファンド」といいます。))をご愛顧賜り誠にありがとうございます。

当ファンドがファミリーファンド方式で投資している「マニュライフ・米国銀行株式マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。))の基準価額は2016年11月の米国大統領選挙後に金融規制緩和や大規模な財政出動などへの期待感を背景に米国株式市場(米国株式指数(円換算ベース))を大きく上回り、その後も着実に上昇してきましたが、2018年後半は軟調な展開となりました。つきましては、マザーファンドの2018年の運用状況および今後の米国銀行株式市場の見通しについてご説明いたします。

期間	マザーファンドの運用状況	騰落率	
		マザーファンド	米国株式指数 (円換算ベース)
2017年12月末～ 2018年7月末	2018年前半は、一時的な世界同時株安、世界的な貿易摩擦懸念など、株価の下押し材料がありましたが、総じて好調な銀行決算や金融規制緩和法案の成立などを受けて、7月末までは米国株式市場を上回る動きとなりました。	4.2%	3.5%
2018年7月末～ 2018年9月末	9月に大手地方銀行を中心に第3四半期の業績に関する懸念が生じたことや、イールドカーブのフラット化(長短金利差縮小)が銀行収益に悪影響をおよぼすとの懸念が台頭したことなどによる影響を受け下落しました。	-1.3%	6.8%
2018年10月	米国金利の急激な上昇や米中貿易摩擦が景気に与える影響が懸念され、米国株式市場が大きく下落したことに伴い、市場心理の悪化により同様に下落しました。	-8.7%	-8.1%
2018年11月	米国の中間選挙は市場の予想通りの結果となったことから、大きな混乱はありませんでした。市場心理の改善により米国株式市場と同様に上昇しました。	2.4%	2.5%
2018年12月	米国の景気減速懸念から米国株式市場全体が下落しましたが、景気減速が銀行貸出の鈍化、与信コストの増加につながり、さらには早期の米国利上げサイクルの終了が意識されたことに伴い、利ざやに悪影響をおよぼすとの懸念が台頭したことなどにより、銀行に対する投資家心理が悪化し大きく下落しました。	-16.9%	-10.9%

マザーファンドと米国株式指数(円換算ベース)の推移



※マザーファンドは1万口当たりの基準価額。マザーファンドでは信託報酬は控除されておりません。また、換金時の費用、税金等は考慮しておりません。
 ※米国株式指数(円換算ベース)はS&P500種指数(配当込み、米ドルベース)の前営業日の値を当日の為替レートを使用し円換算し、2015年11月20日(当ファンドの設定日)を10,000として指数化したものです。
 ※米国株式指数(円換算ベース)は当ファンドのベンチマークではありません。
 出所: ブルームバーグのデータをもとにマニュライフ・アセット・マネジメント株式会社が作成

※当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。「ご留意いただきたい事項」を必ずご覧下さい。

今後の見通し～引き続き魅力的な投資機会を提供～

2018年末は、米国の景気減速により銀行の業績が悪化することへの懸念から、銀行株式が大きく下落しました。しかし、足元では、米国が景気後退局面入りしているかのような水準まで、米国銀行の株式が売られすぎていると考えます。当社では、米国経済の成長率鈍化はあり得るとしても、米国の景気後退が短期的に起きる可能性は小さいと見ており、2019年も、米国の経済成長に伴い、銀行の貸出残高は底堅く伸びると予想しています。また、銀行の利ざや収入の改善、コスト削減が続くことで、銀行の利益は底堅く成長すると予想しています。

米国銀行株式の2018年12月末現在のPBR(株価純資産倍率)は1.1倍と、過去平均(1990年12月末から2018年12月末)の1.7倍と比較して魅力的な水準にあります。また、12月末現在の予想PER(株価収益率)は9.9倍と、米国株式市場の予想PERの15.4倍と比較しても、相対的に低い水準にあります。

昨年11月に実施された米国の中間選挙の結果、上下院の多数党が異なるねじれ議会となったことで、既に法案が可決されて実施されている大型減税や金融規制緩和などについては、大きく逆行する可能性は低くなったと考えられます。加えて、主要な金融規制当局では規制緩和に前向きなトランプ政権への交代が進められてきたため、引き続き規制緩和が推進されることによって米国銀行、特に地方銀行が恩恵を受けることが期待されます。

銀行業界を取り巻く環境は依然として良好で、米国銀行株式について長期的な成長が期待できる、との見方に変更はありません。市場の落ち着きとともに、業績が堅調で魅力的なバリュエーションの銀行に注目が集まると考えられることから、今後はより一層個別銘柄の分析が重要になっていくと考えられます。

※米国銀行株式のPBRおよび予想PERはS&P500銀行株指数(米ドルベース)、米国株式市場の予想PERはS&P500種指数(米ドルベース)の値を使用
いずれもブルームバーグより取得

●設定来の基準価額と純資産総額の推移

「マニライフ・米国銀行株式ファンド」(2015年11月20日～2018年12月28日(日次))

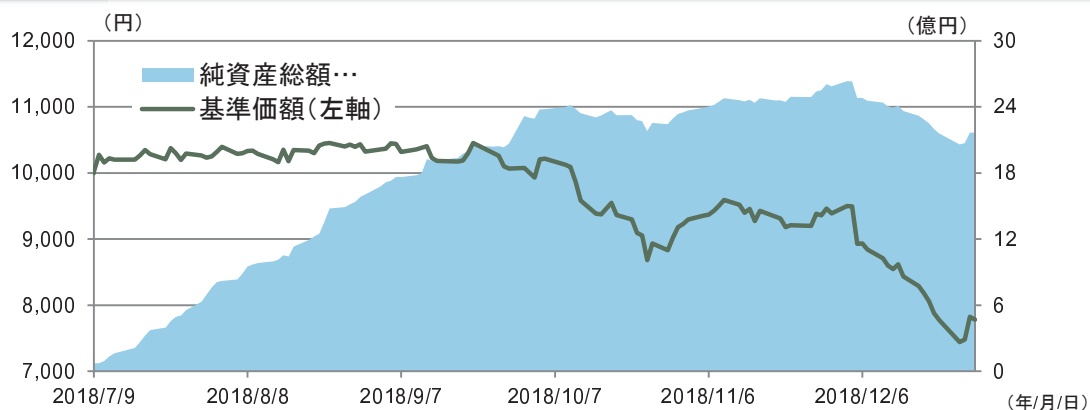


●分配実績 (1万口当たり、税引き前)

	第8期	第9期	第10期
決算期	2017年 10月	2018年 1月	2018年 4月
分配金	500円	900円	0円

	第11期	第12期	設定来 合計
決算期	2018年 7月	2018年 10月	3,100 円
分配金	200円	0円	

「マニライフ・米国銀行株式ファンド(資産成長型)」(2018年7月9日～2018年12月28日(日次))



※基準価額、基準価額(分配金込み)は、信託報酬等(4ページをご覧ください)控除後の1万口当たりの値です。
 ※基準価額(分配金込み)は、税引き前分配金を全額再投資したものと計算しています。また、換金時の費用、税金等は考慮していません。
 ※収益分配は一定の金額をお約束するものではなく、分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
 ※分配実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。
 ※上記は過去の実績であり、将来のファンドの運用成果を示唆・保証するものではありません。

※当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。「ご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

マニュライフ・米国銀行株式ファンド／マニュライフ・米国銀行株式ファンド(資産成長型) (愛称:アメリカン・バンク)

ファンドの特色

① 主として米国の銀行・金融機関の株式に投資を行います。

- ・ 個別企業の調査・分析を重視したボトムアップ・アプローチにより、銘柄選択を行います。
- ・ 銀行の資本構成、資産の質、経営陣の能力、収益率、流動性および金利感応度などを精査し、中長期的に持続的な成長が見込めると判断される米国の銀行・金融機関の株式に投資を行います。

② マニュライフ・アセット・マネジメント(US) LLCが運用を担当します。

- ・ 主に「マニュライフ・米国銀行株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)に投資を行うファミリーファンド方式で運用を行います。
- ・ マザーファンドの運用はマニュライフ・アセット・マネジメント(US) LLCが担当します。

③ 「マニュライフ・米国銀行株式ファンド」 3ヵ月ごとに決算を行い、年4回分配を行うことをめざします。

- ・ 毎年1、4、7、10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

「マニュライフ・米国銀行株式ファンド(資産成長型)」 年1回決算を行います。

- ・ 毎年7月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。マニュライフ・米国銀行株式ファンド(資産成長型)については、信託財産の成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- ・ 外貨建ての株式等への投資にあたっては為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク ※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。

株価変動リスク	株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ 一度に相当額の一部解約の申込みがあった場合や、市場環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券等を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

お申込メモ ※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。

購入単位	販売会社が定める単位とします。(詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金単位	販売会社が定める単位とします。(詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の解約価額(解約価額＝基準価額－信託財産留保額)とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金 申込不可日	●ニューヨークの銀行休業日 ●ニューヨーク証券取引所休業日 ※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。
スイッチング	販売会社によっては、スイッチングができる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。
信託期間	2026年7月21日まで (マニライフ・米国銀行株式ファンド:2015年11月20日設定/マニライフ・米国銀行株式ファンド(資産成長型):2018年7月9日設定)
繰上償還	純資産総額が30億円を下回った場合等の事由によっては、繰上償還となる場合があります。
決算日	マニライフ・米国銀行株式ファンド:毎年1、4、7、10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)とします。 マニライフ・米国銀行株式ファンド(資産成長型):毎年7月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	毎決算時に収益配分方針に基づいて分配を行います。収益配分額は委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。 (販売会社によっては分配金の再投資が可能です。詳細は販売会社までお問い合わせください。) ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。マニライフ・米国銀行株式ファンド(資産成長型)については、信託財産の成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※その他の事項については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。

ファンドの費用 ※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.24%(税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。)
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	毎日のファンドの純資産総額に 年率1.836%(税抜1.70%) を乗じて得た額とします。			
運用管理費用 (信託報酬)	＜運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)＞			
	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	委託会社	年率 0.86%	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価	
	販売会社	年率 0.80%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	
	受託会社	年率 0.04%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
その他の費用・ 手数料	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、毎日のファンドの純資産総額に対して、合理的な見積率 (上限年率0.2%(税込)) を乗じた額をその費用の合計額とみなして、実際の費用に関わらずファンドからご負担いただきます。組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。			

※ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

委託会社、その他の関係法人

委託会社	マニライフ・アセット・マネジメント株式会社 (設定・運用等) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第433号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託財産の保管および管理等)
販売会社	次ページ以降の販売会社一覧をご覧ください。(受益権の募集の取扱い等) ※目論見書は販売会社でお受け取りいただけます。
運用権限の 委託先会社	マニライフ・アセット・マネジメント(US)LLC (投資運用業等)

「ご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

販売会社一覧

販売会社名	登録番号等	加入協会	取扱ファンド	
			マニユライフ・ 米国銀行株式 ファンド	マニユライフ・ 米国銀行株式 ファンド (資産成長型)
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号	日本証券業協会	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	日本証券業協会	○	○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	日本証券業協会	○	
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会	○	
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会	○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	日本証券業協会	○	○
株式会社三重銀行 (インターネットバンキング専用)	登録金融機関 東海財務局長(登金)第11号	日本証券業協会	○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	日本証券業協会	○	
株式会社第三銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号	日本証券業協会	○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会	○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	日本証券業協会	○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会	○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	日本証券業協会	○	
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会	○	
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	日本証券業協会	○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	○
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第37号	日本証券業協会	○	
丸三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第167号	日本証券業協会	○	○

販売会社名	登録番号等	加入協会	取扱ファンド	
			マニュライフ・ 米国銀行株式 ファンド	マニュライフ・ 米国銀行株式 ファンド (資産成長型)
上光証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	日本証券業協会	○	
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会	○	○
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	日本証券業協会	○	○

ご留意いただきたい事項

- ・当資料は、マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます)が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ・当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。
- ・投資信託は、預金等や保険契約と異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。
- ・販売会社が銀行等の登録金融機関の場合、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- ・投資信託の購入のお申込にあたっては、取扱い販売会社より最新の投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断下さい。
- ・当資料に記載されている個別の銘柄・企業名については、参考として記載されたものであり、その銘柄または企業の株式等の売買を推奨するものではありません。
- ・各指数に関する著作権等の知的財産、その他一切の権利は、各々の開発元または公表元に帰属します。
- ・当資料に関する一切の権利は、引用部分を除き当社に帰属し、いかなる目的であれ当資料の一部または全部の無断での使用・複製はできません。

※コメントは、資料作成時点における市場環境もしくはファンドの運用方針等について、運用担当者(ファンドマネジャー他)の見方あるいは考え方を記載したもので当該運用方針は変更される場合があり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。また、将来の運用成果等を約束するものでもありません。

商品内容説明資料補完書面(投資信託)

リスクについて

- 投資信託、投資証券はその投資対象となっている株券、債券、投資信託、不動産、商品等(以下、『裏付け資産』『※』といいます。)の価格や評価額に連動して基準価格が変動し損失が生じるおそれがあります。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。その他外貨建て資産に投資した場合には為替変動リスク等もあります。
- 投資信託、投資証券は裏付け資産の発行者の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、投資信託、投資証券の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託等には、解約することができない一定の期間(クローズド期間)が定められているものもありますのでご留意下さい。

※ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

手数料等諸費用について

- 申込時に直接ご負担いただく費用等
 - ・申込手数料等 上限3.78%(税込)
- 換金時に直接ご負担いただく費用等
 - ・換金(解約)手数料、
販売時に手数料がかかり、売却時にも手数料がかかるもの---該当する投資信託はありません。
販売時に手数料がかからず、売却時に手数料がかかるもの---上限3.00%(税込)
 - ・信託財産留保額 上限0.5%
外国投信の売買時、分配時、償還時の為替レートは、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定いたします。
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用等
 - ・信託報酬
上限 3.30%(税込)程度
 - ・その他の費用・手数料
監査費用、有価証券等の売買にかかる手数料等、その他のファンドの運営・管理に関する費用・手数料等をご負担いただく場合がございますが、これらの費用・手数料等は、事前に計算が出来ないため、その総額・計算方法を記載しておりません。

※当該手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

投資信託に係るリスク、手数料等の詳細については投資信託説明書(交付目論見書)に詳しく記載されておりますのでご覧ください。

当ファンドの販売会社について

商号等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号
加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会